#### 千葉県特定建築物指導要綱

#### 第1 目 的

この要綱は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)」(以下「法」という。)第2条に規定する特定建築物に関する管理及び届出等に関し、法等に規定されている事項の留意事項等を示すとともに、その他必要な事項について定め、もって法の施行が円滑に行われることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において使用する用語は、法令等定義の定めるところによる。

# 第3 特定建築物の届出

- 1 法第5条第1項又は第2項の規定により特定建築物の届出をしようとする者は、様式第1による届出書に次に掲げる書類を添付し、当該建築物の所在場所を所管する保健所の長(以下「所管保健所長」という。)に提出しなければならない。
  - (1) 建築物の配置図
  - (2) 建築物の平面図
  - (3) 空気調和設備の断面系統図又は相当する図面
  - (4) 給水設備及び給湯設備の断面系統図又は相当する図面
  - (5) 排水設備及び雑用水道の断面系統図又は相当する図面
  - (6) 特定建築物概要書(様式第2から様式第2の8までの一式)
  - (7) 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合(次号に掲げる場合を除く。)、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
  - (8) 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類
  - (9) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し(写しを提出する際、その本証を持参し、写しの提出の際に提示すること。)
- 2 法第5条第3項の規定により、法第5条第1項又は第2項の規定による届出事項の変更の届出 をしようとする者は、様式第3による変更届出書に1に掲げる添付書類のうち、当該変更に係る 書類を添付し、所管保健所長に提出しなければならない。
- 3 法第5条第3項の規定により特定建築物に該当しなくなったことを届出しようとする者は、様式第4による特定建築物非該当届出書を所管保健所長に提出しなければならない。

#### 第4 建築物の適正な維持管理

- 1 特定建築物維持管理権原者は、建築物を適正かつ計画的に維持管理を行うため、翌年度の年度 計画を毎年3月末日までに作成しなければならない。また、計画を作成した場合は、その内容を 記録として整理保管し、管理作業実務者等に周知すること。
- 2 特定建築物維持管理権原者は、建築物の維持管理に係る業務を委託する場合は、法第12条の 2の規定による知事の登録を受けている者の活用に努めること。
- 3 建築物環境衛生管理技術者は、維持管理業務を監督するとともに、維持管理結果を点検評価しなければならない。
- 4 特定建築物の使用者は、建築物の良好な環境を維持するため、建築物環境衛生管理技術者に協力するとともに、特定建築物維持管理権原者が建築物の維持管理に必要と認めた措置に従わなければならない。

#### 第5 空気環境の調整

- 1 特定建築物維持管理権原者は、空気環境の測定方法について、規則第3条の2の規定による他、 次の規定に留意して実施すること。
  - (1) 測定箇所数は、その建築物の用途・規模等により、決定すること。
  - (2) 外気取込口に近い外気(気流を除く。)を測定すること。
  - (3) 各測定場所における測定時間は、使用時間中の始業時から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点において測定すること。
  - (4) 建築物における衛生的環境に確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号) (以下「令」という。)第2条第1号イの表の第4号の規定中の「その差を著しくしない」とは、その差を7度以下にすることをいう。
  - (5) 浮遊粉じん量の測定に使用される較正機器は、厚生労働大臣の登録を受けた者により、1 年以内ごとに1回、較正されていること。
  - (6) ホルムアルデヒドの量の測定の際の試料採取時間は30分間とすること。
  - (7) ホルムアルデヒドの量の基準値を超過した場合は、特定建築物維持管理者権原者は空気調和設備又は機械換気設備を調整し、外気導入量を増加させるなど、室内空気中におけるホルムアルデヒドの量の低減策に努めるとともに、翌年の測定期間中に1回、再度、当該測定を実施すること。
- 2 特定建築物維持管理権原者は、空気調和設備を設けている場合は、規則第3条の18の規定による他、次の規定に留意して、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。
  - ア 冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道水が供給されている区域にあっては水道水を 利用することが望ましい。
  - イ 冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合している こと。
  - ウ 冷却塔及び加湿装置の点検及び清掃等の実施方法については、「新版レジオネラ症防止 指針」を参考にして、その施設にあった方法により行うことが望ましい。
- 3 特定建築物維持管理権原者は、空気調和設備・機械換気設備等の点検・整備及び空気環境の調整についての実施の状況及び結果を記録として整理保管し、結果について評価するとともに、必要に応じ、関連調査等を実施するなどして、特に法令及びこの要綱等に定めのない事項については、その特定建築物に適した管理方法の把握に努め、適した管理方法により管理を実施すること。

### 第6 飲料水の給水設備の管理

- 1 特定建築物維持管理権原者は、令第2条第2号イに規定する飲料水の給水に関する設備の維持 管理及び水質検査の実施について、規則第4条の規定による他、次の規定に留意して実施するこ と。
  - (1) 貯水槽の清掃
    - (ア) 作業者は常に健康状態に留意するとともに、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の罹患の有無(又は病原体の保有の有無)に関する、健康診断を受け、健康状態の不良なものは作業に従事しないこと。
    - (イ) 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものとすること。また、作業に当たっては、 作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
  - (2) 水質の検査等にあたっての採水の場所は、末端の給水栓とすること。
  - (3) 循環式の中央式給湯設備は、湯槽内の湯温が60度以上、末端の給湯栓で、55度以上となるように維持管理すること。

また、中央式給湯設備による給湯水については、規則第4条の規定による水質検査を行う こと。

- (4) 水質検査の結果が、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表中 6の項、32の項、34の項、35の項及び40の項の上欄に掲げる事項について、水質基 準に適合している場合には、次回の水質検査において当該事項を省略して差し支えない。
- 2 特定建築物維持管理権原者は、給水用の防錆剤の使用に際しては次によることとし、かつその 水質検査結果を保管すること。
  - (1) 給水栓における水に含まれる防錆剤の含有率は、赤水等を防止し得る最低濃度とし、次の基準に適合すること。

	リン酸塩系	ケイ酸塩系	リン酸塩系とケイ酸
	(五酸化リンとして)	(二酸化ケイ素として)	塩系の混合物
定常時	5 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以下
注入初期	1 5 mg/L以下		

- (2) 給水栓における防錆剤の含有率を、注入初期で7日以内ごとに1回、定常時で2か月以内ごとに1回検査すること。
- (3) 防錆剤の注入及び管理に関する一切の業務を行わせるため、防錆剤管理責任者(建築物環境衛生管理技術者又は、防錆剤管理責任者講習会修了者)を選任すること。
- (4) 防錆剤の使用を開始した日から1か月以内に特定建築物防錆剤届出書(様式第5)に次の 書類を添付して所管保健所長に届け出ること。

防錆剤管理責任者講習会修了者にあっては修了証書の写し(本証を持参すること。) また、使用する防錆剤の種類又は防錆剤管理責任者に関する届出事項を変更又は廃止した ときは、その日から1か月以内にその旨同様に届け出ること。

- (5) 防錆剤は、恒久対策が行われるまでの応急対策として使用すること。 また、予防的に使用しないこと。
- 3 特定建築物維持管理権原者は、令第2条第2号イに規定する飲料水の給水に関する設備の維持管理及び水質検査の実施の状況及び結果を記録として整理保管し、その結果について評価するとともに、必要に応じ、関連調査等を実施するなどして、特に法令及びこの要綱等に定めのない事項については、その特定建築物に適した維持管理方法の把握に努め、適した方法により維持管理を行うこと。

### 第7 雑用水及び排水に関する設備の管理

- 1 特定建築物維持管理権原者は、雑用水及び排水に関する設備の維持管理を行う場合、法施行規 則第4条の2及び第4条の3の規定による他、次の規定に留意して実施すること。
  - (1) 施行規則第4条の2に規定する水質検査

検査項目のうち、遊離残留塩素の含有率、pH値、臭気、大腸菌及び濁度の水質検査 方法については、次のとおりとする。

検査項目	検 査 方 法		
遊離残留塩素の含有率	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法		
p H値、臭気、大腸菌及	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める		
び濁度	方法(平成15年厚生労働省告示第261号)に定める方法		
	又はこれと同等以上の精度を有する方法		

(ア) 散水又は清掃の用に供する水にあっては、給水栓を設けている場合は給水栓の末端とする。

- (イ) 修景の用に供する水にあっては、人が最も接触しうる場所における水面とする。
- (ウ) 水洗便所の用に供する水又はア、イによることができない場合にあっては、使用場所に最も近い採水可能な場所とする。
- (2) 水道管等との誤接合防止のため雑用水道の配管設備は色彩を付ける等の措置、その他必要に応じ、誤飲・誤使用防止の措置を講ずること。
- 2 特定建築物維持管理権原者は、雑用水及び排水に関する設備の維持管理についての実施の状況 及び結果を記録として整理保管し、その結果について評価するとともに、必要に応じ、関連調査 等を実施するなどして、特に法令及びこの要綱等に定めのない事項については、その特定建築物 に適した維持管理方法の把握に努め、適した方法により維持管理を行うこと。

## 第8 清掃及びねずみ等の防除

- 1 特定建築物維持管理権原者は、掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除についての実施方法について、法施行規則第4条の5の規定による他、次の規定に留意して実施すること。
  - (1) ねずみ等の駆除に使用する薬剤量は、法施行規則第4条の5第2項第1号による調査 結果に基づく必要最小限の使用量にするよう努めること。
  - (2) 防除作業終了後、防除の効果を調査すること。
  - (3) 大掃除、ねずみ等の駆除その他の作業を行う場合には、必要に応じ、作業日時、作業方法等を、その特定建築物の使用者、利用者に事前に周知すること。
- 2 特定建築物維持管理権原者は、掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除についての実施の状況及び結果を記録として整理保管し、その結果について評価するとともに、必要に応じ、関連調査等を実施するなどして、特に法令及びこの要綱等に定めのない事項については、その特定建築物に適した実施方法の把握に努め、適した方法により実施するよう努めること。

### 第9 適用除外

この要綱は、「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」(平成12年 千葉県条例第1号)別表第25号の2下欄に掲げる市町村における区域においては、適用しない。

#### 附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

# 附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

# 附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。